

一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち…綾部

あやべ「人権かがやき」だより

2025(令和7)年2月

—さまざまな人権問題を考える—

人権 って？

人権とは、「誰もが生まれながらにして持っている、人間として幸せに生きていくための権利」です。誰もがみんな、一人の人間として、生命が守られ、社会のルールの中で、明るく楽しい生活を送る権利を持っています。

◎さまざまな人権問題

・同和問題（部落差別）

インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書きなどの人権問題

・女性の人権

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題

・こどもの人権

いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力などのこどもをめぐる人権問題

・高齢者の人権

高齢者に対する介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題

・障害のある人の人権

障害のある人が雇用の場面で差別待遇を受けたり、車椅子での公共交通機関の利用、アパートやマンションへの入居及び店舗でのサービスの提供等を正当な理由なく拒否されたりするなどの人権問題

・外国籍等の人の人権

外国籍等の人であることを理由とした就職差別、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）

・感染症患者等の人権

エイズ、肝炎やハンセン病等の感染症に関する知識や理解の不足による、日常生活や学校、職場等、社会生活のさまざまな場面での差別やプライバシーの侵害などの人権問題

・性的マイノリティの人権

性的マイノリティを理由として、社会の中で偏見の目にさらされ、職場での不当な扱いを受けたり、学校でいじめられたりするなどの人権問題

・インターネット上の人権侵害

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見や差別を助長したりするような情報を発信するといった悪質な人権侵害

（法務省ホームページから一部を掲載しています）

人権は他人ごとでなく自分ごととして考えて

人は、多くの人とふれあい、助け合って生活しています。人の考えや思いはさまざまですが、お互いを認め、尊重し合う社会を、他人ごとでなく自分ごととして、ともに作っていきましょう。

「あやべ人権・あいフェスティバル」を開催しました！

市とあいフェスティバル実行委員会、部落解放・人権政策確立要求綾部実行委員会は、12月15日(日)、西町一丁目のI・Tビルで「あやべ人権・あいフェスティバル」を開催しました。

例年、人権フェスタとあいフェスティバルは、別々に開催していますが、今年は、多くの方に参加いただけるよう合同開催としました。

フェスティバルのテーマは、「だれもが輝く未来へ向かって」とし、講演会や人権課題の解決、男女共同参画、女性の活躍を目指して活動する団体の展示や販売、ワークショップなど、多彩な事業を行いました。

講演会では、海上保安庁で女性初のリーダーを務められた大阪公立大学大学院教授の永田潤子さんを講師に迎え、「女性のウェルビーイングと実践のヒントー暮らし・キャリア・社会からー」と題して、お話しいただきました。永田さんは、「意思決定の場に女性の視点を加えることで、社会の多様性が向上し、よりよい社会の実現につながる」と訴えました。

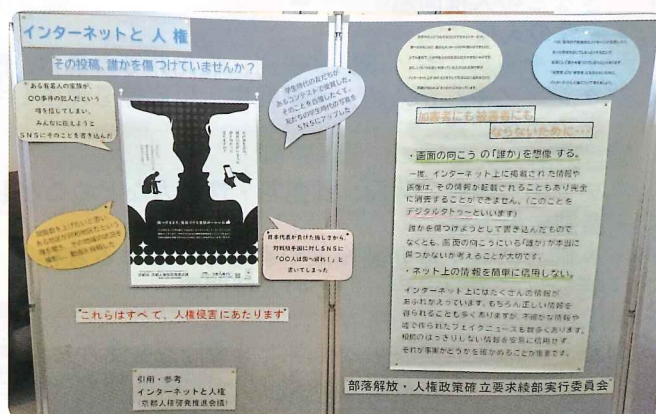
会場では、近年、課題となっている「インターネットと人権」に関する展示や人権擁護委員の活動展示など広く啓発を行いました。

また、会場に来場した方の未来への願いを飾るクリスマスツリーを設置し、参加者のみなさんの未来に向けたたくさんの願いが飾られました。

今回のテーマのとおり「だれもが輝く未来のある綾部市」となることを願っています。

参加者から寄せられた感想を一部紹介します。

- ・ これからの私に力がつきました。
- ・ 男性にも女性にも良き社会になるよう願います。



ご存じですか？「綾部市人権尊重のまちづくり条例」

この条例は、「誰もが、安心して心豊かに暮らしていける、真に人権が尊重されるまちづくり」を目指しています。市民一人ひとりが、人権尊重のまちづくりの担い手です。他人ごとでなく、自分ごととして「人権侵害を許さない」という強い意思を、態度や行動で示しましょう。

●市民や事業者の皆さんにご協力いただくこと

- 学校、家庭、地域、職場、その他あらゆる場において、お互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重した言動を心がけましょう。
- 事業所や団体では、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重した活動をししましょう。
- 市等が行う講演会や研修会に積極的に参加し、人権意識の高揚に努めましょう。

※綾部市ホームページ（くらし>人権>人権啓発>綾部市人権尊重のまちづくり条例を制定しました）
ホームページアドレス <https://www.city.ayabe.lg.jp>（検索ID：2344）



「登録型本人通知制度」にご登録をお願いします

「登録型本人通知制度」とは、綾部市が住民票の写しや戸籍謄本などの証明書を第三者に交付した場合、あらかじめ登録されている方に対して、交付したことを郵送でお知らせする制度です。

住民票の写しや戸籍謄本などは個人情報が含まれているため、請求できるのは本人、家族、代理人のほか、自己の権利行使に必要な場合や八士業（弁護士など）の職務上請求などに限定されています。しかし、法に基づく請求に見せかけ、不正な使用を目的とした請求による不正取得があるのも事実です。

本制度は、証明書の交付の可否を登録者へ確認したり、交付できないようにしたりする制度ではありませんが、市からの通知により、不正取得の早期発見につながります。また、多くの人が登録することで、不正取得を抑止する効果も期待できます。



【登録できる方】

1. 綾部市の住民基本台帳に記載されている方（住民基本台帳から除かれた方を含む）
2. 綾部市の戸籍に記載されている方（戸籍から除かれた方を含む）

【登録方法】

必要書類を申込先へ提出してください。郵送による提出も受け付けています。

同一世帯または同一戸籍の方は、各自が自署することにより、1枚の申請書でまとめて登録できます。

申 込 先：綾部市役所 市民・国保課窓口

綾部会館／物部会館／栗文化センター／上林いきいきセンター

必要書類：申請書（上記申込先窓口のほか綾部市ホームページからダウンロードできます）

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）

※綾部市ホームページ（くらし＞戸籍・住民の手続き＞住民登録と証明＞登録型本人通知制度）

ホームページアドレス <https://www.city.ayabe.lg.jp>（検索ID：2383）

※郵送で提出する場合は、上記本人確認書類いずれかのコピーを添付してください。

【お問い合わせ】 綾部市 市民・国保課 戸籍住民担当

〒623-8501 綾部市若竹町8-1 電話 42-4245（直通）

なくそう！



インターネット上の 人権侵害

パソコンやスマートフォンなどの普及により、インターネットが身近なものになりましたが、その一方で、誹謗中傷などの差別的な書き込みや動画の投稿などの人権問題が発生している状況です。

誹謗中傷などの投稿は、単に相手の心を傷つけるだけでなく、相手の生命や安心、安全を脅かすことにつながります。また、投稿内容が、悪質なものは、罪に問われることもあります。

2024（令和6）年5月に、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報への対応を事業者を求める「情報流通プラットフォーム対処法」が公布され、1年以内に施行される予定です。

この法律では、SNSなどを運営する事業者に対し、投稿の削除申出窓口や手続の整備、削除申出への対応体制の整備や削除基準の策定と公表を義務付けています。

インターネットでは、いつ加害者や被害者になるかわかりません。また、投稿されている情報には、フェイク投稿や動画も紛れています。投稿は、情報の信頼性を考え、投稿先は顔の見えない相手（人）であることを理解し、ルールやモラルを守り、責任をもって行いましょう。



人権イメージキャラクター 人KEN まもる君

あなたとつながる 相談窓口



人権イメージキャラクター 人KEN あゆみちゃん

～ひとりで悩まず、まず相談してください。～

【綾部市】

相談名	内 容	申し込み・問い合わせ先
人 権 相 談	嫌がらせや強要、差別、いじめ、虐待、子どもや高齢者の人権、その他人権に関する相談	人権啓発推進室人権推進課 ☎ 0773-42-4249
女 性 相 談	自分の生き方や性格、結婚、離婚、夫婦、男女関係、親子関係、配偶者・恋人からの暴力（DV）、セクシュアルハラスメントなどの相談	男女共同参画センター（あいセンター） ☎ 0773-42-1801
男 性 相 談	将来への不安や生きづらさ、仕事のストレスや人間関係、夫婦や親子の家族関係、妻・恋人からの暴力・暴言などの相談	男女共同参画センター（あいセンター） ☎ 0773-42-2030
家 庭 児 童 相 談	育児、養護、虐待など子どもに関する相談	家庭児童相談室「あや・ほっと」（こども支援課） ☎ 0773-40-1088
教 育 相 談	不登校児童生徒の社会的自立支援についての相談	教育支援センター「やすらぎルーム」（学校教育課） ☎ 0773-42-1214
障 害 者 相 談	在宅で障害のある人の日常生活の向上のための相談	障害者支援課 ☎ 0773-42-4318
こころの健康に関する相談	こころの健康や病気についての相談	
消 費 生 活 相 談	消費生活や多重債務に関する相談	消費生活センター（商工労政課） ☎ 0773-42-4263
健 康 相 談	健康に関する相談	保健福祉センター（保健推進課） ☎ 0773-42-0111

【国・京都府】

相談名	内 容	申し込み・問い合わせ先
人権問題法律相談 ～京都府人権リーガル レスキュー隊～	差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、京都府弁護士会の弁護士による相談	舞鶴総合庁舎 ☎ 0773-62-2500
みんなの人権 1 1 0 番	人権問題一般についての相談	全国共通（電話相談・面接（要予約）） ☎ 0570-003-110
女性の人権 ホットライン	女性の人権問題全般についての相談	全国共通（電話相談・面接（要予約）） ☎ 0570-070-810
こどもの人権 1 1 0 番	子どもの人権問題全般についての相談	全国共通（電話相談・面接（要予約）） ☎ 0120-007-110
外国語人権相談 ダイヤル	日本語を自由に話せない方からの人権相談に応じるための、通訳を配置した専用電話	全国共通 ☎ 0570-090-911

Foreign-language Human Rights Hotline

発行：綾部市 市民環境部 人権啓発推進室 人権推進課

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8-1 ☎0773-42-4249 / FAX 0773-42-4406

E-mail jinkensuisin@city.ayabe.lg.jp